

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年12月17日
【中間会計期間】	第87期中（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	川口金属工業株式会社
【英訳名】	KAWAGUCHI METAL INDUSTRIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 信吉
【本店の所在の場所】	埼玉県川口市宮町18番19号
【電話番号】	048 - 259 - 1111
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 青木 満
【最寄りの連絡場所】	埼玉県川口市宮町18番19号
【電話番号】	048 - 259 - 1111
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 青木 満
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第85期中	第86期中	第87期中	第85期	第86期
会計期間		自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高	百万円	13,255	13,595	15,412	29,794	31,386
経常利益	"	768	470	685	2,138	1,981
中間(当期)純損益	"	303	324	317	1,189	487
純資産額	"	14,886	13,213	13,926	13,511	13,692
総資産額	"	28,622	31,374	32,914	32,576	32,387
1株当たり純資産額	円	662.07	570.05	594.39	589.57	589.17
1株当たり中間(当期)純損益	"	15.37	16.46	16.13	60.41	24.75
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	"	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	45.5	35.7	35.5	35.6	35.8
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	763	798	1,155	996	2,227
投資活動による キャッシュ・フロー	"	444	2,924	980	1,623	4,721
財務活動による キャッシュ・フロー	"	91	1,472	109	1,840	1,934
現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高	"	2,851	3,225	3,629	3,857	3,350
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	人	1,541 [32]	1,695 [97]	1,804 [125]	1,626 [21]	1,777 [96]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式が存在しないため記載していない。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第85期中	第86期中	第87期中	第85期	第86期
会計期間		自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高	百万円	6,053	5,840	7,319	14,024	14,579
経常損益	"	148	38	246	927	497
中間(当期)純損益	"	85	518	145	1,513	162
資本金	"	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
発行済株式総数	千株	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額	百万円	6,705	4,400	4,466	5,060	4,481
総資産額	"	15,051	17,203	18,636	17,373	17,851
1株当たり純資産額	円	338.33	222.04	225.39	255.35	226.12
1株当たり中間(当期)純損益	"	4.28	26.13	7.30	76.34	8.20
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	"	-	-	-	-	-
1株当たり配当額	"	5.00	5.00	5.00	10.00	10.00
自己資本比率	%	44.5	25.6	24.0	29.1	3.4
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	人	186 [-]	194 [65]	222 [93]	188 [-]	205 [74]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式が存在しないため記載していない。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について異動はない。また、主要な関係会社に異動はない。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において重要な関係会社の異動はない。

ただし、平成20年10月1日付で当社の単独株式移転により株式移転完全親会社である株式会社川金ホールディングスを設立している。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
素形材事業	1,400 [66]
土木建築機材事業	165 [42]
産業機械事業	238 [17]
不動産賃貸事業	1 [-]
合計	1,804 [125]

(注) 従業員数は就業人員であり（当社グループ外からグループへの出向者を含み、人材会社からの派遣社員を除く）、臨時従業員数は [] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	222 [93]
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員であり（社外から当社への出向者を含み、人材会社からの派遣社員を除く）、臨時従業員 [] 内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載している。

(3) 労働組合の状況

当社グループ（当社及び連結子会社・以下同じ）のうち提出会社は、当社の従業員（臨時及び嘱託は除く）を以て労働組合を組織し、J A M 連合埼玉に加盟しており、労使関係は円満に推移している。

なお、平成20年9月30日現在の組合員数は118名である。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間の我が国経済については、サブプライム問題に端を発した金融不安の影響を大きく受けることになった。設備投資意欲にかげりが見え始め、各業界が在庫調整に動き出した。世界的にも、米国景気減退と、エネルギー価格の乱高下などによる影響が大きな影を落とした。

このような情勢のもと、当社グループとしては、新製品開発、生産能力向上、高機能製品拡販などの活動を積極的に展開した。各分野で受注確保に努めてきた結果、売上高は15,412百万円（前年同期比13.4%増）となった。

事業の種類別セグメント別の業績

[素形材事業部門]

素形材事業部門においては、建機関係、プラント向け等の需要が堅調で、売上高は5,943百万円（前年同期比11.2%増）となった。

[土木建築機材部門]

土木建築機材部門においては、前年度から繰り越された物件が順調に売り上がり、売上高は6,283百万円（前年同期比22.1%増）となった。

[産業機械部門]

産業機械部門においては、自動車関連の需要が頭打ちとなり、売上高は3,072百万円（前年同期比0.1%減）となった。

[不動産賃貸部門]

不動産賃貸部門については、商業施設向けが始まり、売上高は114百万円（前年同期比253.6%増）となった。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュフローの増加等により資金が増加したため、資金の残高は3,629百万円と前年同期と比較し403百万円増加した。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローにより獲得された資金は、1,155百万円（前年同期比356百万円の増加）となった。これは主に売上債権の減少等によるものである。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローにより支出された資金は980百万円（前年同期比1,944百万円の支出減少）となった。これは主に、有形固定資産の取得による支出等が減少したことによるものである。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローにより獲得された資金は109百万円（前年同期比1,363百万円の減少）となった。これは主に、長期借入れによる収入等の減少によるものである。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績を事業のセグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前年同期比(%)
素形材事業(千円)	9,117,508	11.1
土木建築機材事業(千円)	3,847,314	13.7
産業機械事業(千円)	3,081,190	2.8
合計(千円)	16,046,012	8.7

(注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっている。
2. 上記の金額は、消費税等は含まれていない。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注状況を事業のセグメント別に示すと次のとおりである。

区分	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
素形材事業	9,018,613	7.7	4,670,872	18.9
土木建築機材事業	11,986,462	44.1	6,625,011	0.0
産業機械事業	3,389,559	1.1	1,609,840	5.8
合計	24,394,633	21.7	12,905,723	6.9

(注) 1. 金額はセグメント間の内部振替前の数値によっている。
2. 上記の金額は、消費税等は含まれていない。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を事業のセグメント別に示すと次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前年同期比(%)
素形材事業(千円)	5,942,662	11.2
土木建築機材事業(千円)	6,283,415	22.1
産業機械事業(千円)	3,071,820	0.1
不動産賃貸事業(千円)	113,841	253.6
合計(千円)	15,411,739	13.4

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去している。
2. 上記の金額は、消費税等は含まれていない。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はない。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会にて、買収防衛策の導入について決議いたしました。平成20年6月27日開催の定時株主総会の議案として承認を得ました。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きも見受けられないわけではなく、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値向上および会社の利益については株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値および会社の利益については株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上および会社の利益については株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、今般決定しました上記の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記2の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値および会社の利益については株主共同の利益を中長期的に向上するべく十分に検討されたものであります。したがって、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1. 沿革

当社は、昭和23年、鋳物の街川口を代表する鋳造会社として創業いたしました。昭和33年には橋梁用支承の本格的な設計製作、昭和36年に電炉鋼ピレットの製造、昭和60年に異型鋼の圧延加工、平成2年に伸縮装置、平成8年にゴム免震支承、平成16年に制震ダンパーを、各々開始・投入いたしました。この間、我が国の産業の発展に伴い、当社グループ戦略においても事業拡大の必要性が増し、昭和52年に射出成型機、昭和54年に油圧シリンダー、平成6年に精密鋳造品の各製造会社をグループ内に取り込みました。このように、技術力と現場力を重視したグループ体制を築きあげ、会社の利益向上に努めてまいりました。

2. 企業価値向上への取組み

今年創業60周年を迎える当社グループは、一貫して「高品位な製品で安心安全を提供し、よりよい社会の実現に貢献する」ことを企業理念としてきており、当社の免震支承や制震装置によって橋梁などの社会資本や学校、病院、庁舎、ビルやマンションに至る建築物、ひいては市民の安全を守ることをその使命としております。鋳造部品、産業機械パーツにおきましても、最終製品の機能を十二分に発揮させ、ユーザーが安心して使える製品提供を目指すものであります。

この企業理念を実現するために、次の3点を経営の基本方針としております。

- (1) 全社員の能力向上により、社の総合力を高め成長と発展を続ける。
- (2) 新たな技術へのためめ挑戦により、顧客のニーズを満たす。
- (3) 法令遵守の精神にのっとり、公正正大な企業活動を実践する。

この経営の基本方針にのっとり、当社グループは、世界単位で激変する環境の中にあっても、安定的な収益を確保できる経営基盤の強化を図るとともに、更なる発展を目指し、平成20年度から始まる中期経営計画を策定し、実行してまいります。また、過大な設備、人的資源の見直しを目的としたグループ全体を見渡した体制再構築を積極的に推進し、原材料の高騰などの外部要因による影響を内部吸収できるような筋肉質なグループ体制にしてまいります。このような体制再構築の一環として、グループ全体の最適化の観点にたった経営資源の再配分やリスク管理、事業基盤の維持強化を進めるため、持株会社制への移行を進めております。

現在、当社グループは、当社、子会社9社、および関連会社1社により構成され、土木建築用構造機材、素形材、および産業機械の3分野を主な事業領域としております。いずれも「高品位部材メーカー」をキーワードに高い技術力と確かな製品力によって、需要家のニーズを満足させることを経営方針としております。

土木建築用構造機材につきましては、橋梁用免震支承のトップシェアを維持しており、市場のリーダーとして高機能化や低価格化といった課題に取り組んでおります。

素形材につきましては、永年培ってきた技術力と現場力によって、産業機械用部品や自動車部品などを中心に、新しい材質や形状の鋳造、加工にチャレンジしております。特に安価な外国製品に対抗できる価格競争力を備えつつ、品質・納期面での優位性を出すことによって、差別化をはかっております。

産業機械につきましては、高機能が要求されるマーケットにあって、トップメーカーの地位を確保すべく、国内向け、海外向けともに様々なニーズに応えられるような技術提案力の向上と生産能力の増強に努めております。

このような状況の中で、上記 2 の経営の基本方針をベースに当社グループの中期経営計画を平成20年度からスタートさせております。当社グループは、当中期計画を以下のようなポイントに重点を置いて策定しております。

(1) 時代の変化に迅速に対応できる柔軟で活力ある企業体質づくりをはかる。

新製品の開発・販売の強化、ならびにスピードアップ

技術力・生産力・営業力の強化

(2) 収益力の強化

商品の適正価格販売

トータルコスト低減

(3) 安全で健康な職場作り

以上のとおり、当社グループにおける企業価値の源泉は、各事業分野において永年にわたり蓄積してきた「技術力」と「現場力」にあります。それらによって構築された顧客との長期的信頼関係、変化する顧客ニーズを満たす新製品開発能力、市場への提案力、品質・納期に関する製品力などが当社グループの持続的な企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益向上への取組みの根幹となっております。そして当然ながらにして、これらのような技術的見地をベースに、様々なノウハウを有機的かつ継続的に融合させていくことのできる人材が、この取組みに必要不可欠であります。当社グループは、当社グループが関わる製品や技術情報、市場等についての豊富な経験と知識、すなわち「技術力」と「現場力」に対する適切な理解なくしては、当社グループの企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を向上させるための施策の策定、実行は困難であると考えております。

3. コーポレートガバナンス（企業統治）への取組み

また、当社は、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を向上させるためには、経営の効率性、健全性、透明性を高め、コーポレートガバナンスを充実させることが重要であると考えております。

経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために、取締役全員の任期を1年としております。また、監査役会は、社外取締役2名を含む4名で構成され、監査役は、取締役会に出席するほか、各種会議等に参加し、積極的に意見を述べており、十分な経営チェックが可能な体制となっております。

内部監査については、業務執行機関と独立した部門として、監査室を設置しております。内部統制システムの構築とグループ内浸透を推し進めております。

また、株主の皆様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、安全・環境・品質の確保、社会貢献活動、法令遵守の徹底等のCSR活動の更なる充実に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

(1) 企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様に必要な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きも見受けられないわけではありません。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象である会社の取締役会の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株券等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、長年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大量買付者（下記2.(2) で定義されます。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させるのでなければ、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

(2) 本プラン導入の必要性

当社の株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいております。したがって、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下で大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、以下のとおり本プランを設定いたしました。大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、ならびに大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害すると判断される場合の対抗措置を定めています。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

なお、本プランに従って対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行うことがあります。

(2) 本プランの発動に係る手続

対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けの結果、

・当社の株券等¹の保有者²が保有³する当社の株券等に係る株券等保有割合⁴の合計

・当社の株券等⁵の公開買付者⁶が所有⁷しまたは所有することとなる当社の株券等および

当該公開買付者の特別関係者⁸が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合⁹の合計

のいずれかが20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等といいますが、以下別段の定めがない限り同じとします。

2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者といいますが、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。

3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有者といいますが、以下同じとします。

4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいますが、以下同じとします。

5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等といいますが、以下において同じとします。

6. 金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいいますが、以下同じとします。

7. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいますが、以下同じとします。

8. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいますが、ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

9. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいますが、以下同じとします。

本プランの公表および大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ（<http://www.kawakinkk.co.jp/index.html>）に本プランを掲載いたします。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。かかる追加情報提供の請求は、上記買付提案書受領後またはその後の追加情報受領後10日以内に行うこととします。

- ・大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ・大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- ・大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法および内容（大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- ・大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）
- ・大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ・大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策
- ・大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- ・大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ・その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、直ちに株主の皆様の開示いたします。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様へ情報開示を行います。

当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書の記載内容が本必要情報として十分であると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨ならびに下記記載の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様に対する情報開示を法令および株式会社東京証券取引所の定める諸規則に従って適時かつ適切に行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ公表いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記に定める不実施決定通知を受領した場合は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者（当社が費用を負担することとします。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

対抗措置の発動の条件

・大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず、大量買付行為を行いまは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

・大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会検討期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- () 高値買取要求を狙う買収である場合
- () 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- () 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する買収である場合
- () 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買収である場合
- () 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合

- () 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- () 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- () 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- () 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
 - a. 顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
 - b. 当該時点で対抗措置を發動しない場合には、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないかまたは回避することができないおそれがある場合

当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、上記 または のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の実施または不実施に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要そのほか当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（以下、不実施の決定に係る通知を「不実施決定通知」といいます。）し、株主の皆様に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施または中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います。

(3) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、特定株式保有者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式保有者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記(1)記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を發動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様に対する情報開示を行います。

(4) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成23年6月開催予定の平成23年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成20年5月15日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表いたします。

また、平成23年3月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただき予定です。

3. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)に記載の手续により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手续を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせず、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、特定株式保有者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が株式が交付される場合には、株主の皆様が株券が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続等

名義書換の手續

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決定した場合には、当社は、割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様が本新株予約権が割り当てられますので、名義書換を済まされていない株主の皆様におかれては、割当期日までに速やかに保有する株式に係る名義書換手續を行っていただく必要があります。証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手續は不要です。なお、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、申込みの手續を経ずに当然に本新株予約権者になります。

本新株予約権の行使の手續

当社は、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるもの）とします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個あたり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株（対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数）の当社普通株式が発行されることとなります。

当社による本新株予約権の取得の手續

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者またはその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）

本プランは、以下の理由により、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1．買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。

2．企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、上記に記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

3．株主意思を重視するものであること

本プランは、導入にあたり株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様の承認をいただいております。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

4．独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記2.(2)に記載のとおり、本プランの導入にあたり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5．合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記2.(2)に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6．独立した地位にある第三者の助言の取得

本プランは、上記2.(2)および2.(2)に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

7．デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(4)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

当買収防衛策は平成20年10月1日付けで株式会社川金ホールディングスが引継いでおります。

4【経営上の重要な契約等】

第5 経理の状況の 1 中間連結財務諸表等及び 2 中間財務諸表等の「注記（重要な後発事象）」参照。

5【研究開発活動】

特記すべき事項はない。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備の重要な異動はない。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変動はない。
また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年12月17日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	20,000,000	-	-
計	20,000,000	20,000,000	-	-

(注)平成20年9月26日付で株式移転により上場廃止している。
なお、平成20年10月16日付で定款を変更し、株式の譲渡制限を規定した。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年4月1日～ 平成20年9月30日	-	20,000,000	-	1,000,000	-	187,912

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
鈴木 布二子	東京都新宿区	1,025	5.12
鈴木 信吉	東京都文京区	940	4.69
株式会社みずほコーポレート 銀行(常任代理人資産管理 サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 (東京都中央区晴海1-8-12)	934	4.67
鈴木 明子	東京都北区	934	4.66
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号	924	4.62
川口金属工業持株会	埼玉県川口市宮町18番19号	806	4.03
特殊メタル株式会社	東京都中央区京橋1丁目1番1号	757	3.78
鈴木パーライト株式会社	埼玉県川口市本町1丁目14番5号	549	2.74
オイレス工業株式会社	東京都港区浜松町1丁目30番5号	542	2.71
鈴木 紀子	東京都新宿区	448	2.23
計	-	7,858	39.29

当社は平成20年10月1日付で単独株式移転により株式移転設立完全親会社である株式会社川金ホールディングスを設立したため、平成20年10月1日以降は株式会社川金ホールディングスのみが株主である。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 186,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,741,000	19,741	-
単元未満株式	普通株式 73,000	-	-
発行済株式総数	20,000,000	-	-
総株主の議決権	-	19,741	-

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
川口金属工業株式会社	埼玉県川口市宮町18-19	186,000		186,000	0.93
計	-	186,000		186,000	0.93

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	307	447	488	400	388	335
最低(円)	283	291	402	355	335	306

- (注) 1.株価は東京証券取引所第二部の市場相場である。
2.平成20年9月26日付で株式移転により上場廃止している。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はない。

第5【経理の状況】

1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

なお、前中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成している。

なお、前中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表については、新日本監査法人により中間監査を受け、当中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の中間財務諸表については、東陽監査法人により中間監査を受けている。

なお、当社の監査人は次のとおり交代している。

前中間連結会計期間及び前中間会計期間 新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人)

当中間連結会計期間及び当中間会計期間 東陽監査法人

1【中間連結財務諸表等】
(1)【中間連結財務諸表】
【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	2 3,724,299	2 4,152,915	2 3,821,841
受取手形及び売掛金	4 10,425,863	10,460,427	11,765,673
有価証券	2,706	2,716	2,711
たな卸資産	4,663,912	5,542,579	4,442,569
未収入金	-	49,271	115,737
繰延税金資産	-	143,438	8,801
その他	386,173	146,999	211,295
貸倒引当金	12,682	109,514	59,262
流動資産合計	19,190,271	20,388,831	20,309,364
固定資産			
有形固定資産			
建物及び構築物(純額)	2 2,901,965	2 3,062,348	2 2,925,941
機械装置及び運搬具(純額)	2,972,037	3,091,342	2,858,385
工具、器具及び備品(純額)	248,992	229,560	231,246
土地	2 3,279,919	2 3,669,343	2 3,669,343
建設仮勘定	184,628	439,856	382,065
有形固定資産合計	1 9,587,542	1 10,492,449	1 10,066,979
無形固定資産	219,780	216,671	214,399
投資その他の資産			
投資有価証券	2 2,170,614	2 1,416,587	2 1,537,200
長期貸付金	27,760	5,346	5,925
繰延税金資産	-	195,198	-
その他	251,733	696,466	505,849
貸倒引当金	74,171	497,944	252,296
投資その他の資産合計	2,375,936	1,815,652	1,796,678
固定資産合計	12,183,258	12,524,772	12,078,057
資産合計	31,373,529	32,913,604	32,387,421
負債の部			
流動負債			
支払手形及び買掛金	4 3,648,542	4,576,366	4,278,781
1年内償還予定の社債	200,000	172,800	136,400
短期借入金	2 2,939,180	2 3,825,699	2 2,374,023
1年内返済予定の長期借入金	2 2,011,786	2 3,535,158	2 2,217,344
未払法人税等	172,473	209,550	349,592
未払消費税等	34,672	56,483	41,937
未払費用	367,970	308,605	291,098
賞与引当金	215,458	244,656	232,950
役員賞与引当金	21,800	25,535	43,600

(単位：千円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
事業再構築引当金	732,500	-	-
その他	450,791	324,503	374,221
流動負債合計	10,795,171	13,279,354	10,339,946
固定負債			
社債	1,450,000	1,277,200	1,363,600
長期借入金	2 4,614,540	2 3,184,656	2 5,694,200
繰延税金負債	282,752	75,031	165,393
退職給付引当金	665,677	793,605	751,252
役員退職慰労引当金	295,720	335,802	320,543
負ののれん	11,939	8,528	10,234
その他	44,968	32,959	50,072
固定負債合計	7,365,596	5,707,781	8,355,294
負債合計	18,160,767	18,987,136	18,695,240
純資産の部			
株主資本			
資本金	1,000,000	1,000,000	1,000,000
資本剰余金	187,912	187,912	187,912
利益剰余金	9,296,697	10,170,466	9,952,209
自己株式	62,318	63,396	63,065
株主資本合計	10,422,291	11,294,981	11,077,056
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	501,191	186,610	281,345
繰延ヘッジ損益	-	12,339	2,747
為替換算調整勘定	291,350	222,488	233,976
評価・換算差額等合計	792,542	396,758	512,574
少数株主持分	1,997,930	2,234,728	2,102,551
純資産合計	13,212,762	13,926,468	13,692,181
負債純資産合計	31,373,529	32,913,604	32,387,421

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
売上高	13,595,041	15,411,739	31,386,031
売上原価	11,231,561	¹ 12,461,108	25,163,144
売上総利益	2,363,479	2,950,631	6,222,887
販売費及び一般管理費	² 1,937,843	² 2,193,500	² 4,282,565
営業利益	425,637	757,131	1,940,323
営業外収益			
受取利息	2,358	3,646	5,525
受取配当金	15,638	16,838	23,674
負ののれん償却額	1,706	1,706	3,411
持分法による投資利益	2,864	-	14,022
受取賃貸料	15,845	4,297	22,159
為替差益	54,035	-	92,510
その他	51,362	52,307	101,970
営業外収益合計	143,808	78,793	263,272
営業外費用			
支払利息	73,385	91,563	169,448
持分法による投資損失	-	5,791	-
為替差損	-	35,107	-
その他	26,528	18,208	53,032
営業外費用合計	99,913	150,670	222,480
経常利益	469,531	685,255	1,981,114
特別利益			
固定資産売却益	³ 3,974	³ 423	³ 14,797
投資有価証券売却益	-	115	24,400
貸倒引当金戻入額	9,765	-	-
役員退職慰労引当金戻入額	19,319	-	19,319
その他	-	-	5,112
特別利益合計	33,057	538	63,628
特別損失			
固定資産処分損	⁴ 36,979	⁴ 523	⁴ 39,530
投資有価証券売却損	1,584	-	2,142
投資有価証券評価損	7,800	78,040	112,684
たな卸資産評価損	-	58,367	21,361
事業再構築費	57,638	-	441,303
事業再構築引当金繰入額	330,000	-	-
貸倒引当金繰入額	-	265,598	-
その他	53,765	690	126,186
特別損失合計	487,767	403,218	743,206
税金等調整前中間純利益	14,821	282,575	1,301,536
法人税、住民税及び事業税	161,695	252,940	518,123

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
過年度法人税等	17,541	-	-
法人税等調整額	93,579	444,345	94,273
法人税等合計	272,816	191,405	612,395
少数株主利益	65,754	156,649	202,262
中間純利益又は中間純損失()	323,748	317,331	486,879

【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度の 要約連結株主資本等変動計 算書	
	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
前期末残高	187,912	187,912
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	187,912	187,912
利益剰余金		
前期末残高	9,719,535	9,952,209
当中間期変動額		
剰余金の配当	99,090	99,075
連結範囲の変動	-	-
中間純利益	323,748	317,331
当中間期変動額合計	422,838	218,257
当中間期末残高	9,296,697	10,170,466
自己株式		
前期末残高	61,851	63,065
当中間期変動額		
自己株式の取得	467	331
当中間期変動額合計	467	331
当中間期末残高	62,318	63,396
株主資本合計		
前期末残高	10,845,595	11,077,056
当中間期変動額		
剰余金の配当	99,090	99,075
自己株式の取得	467	331
連結範囲の変動	-	-
中間純利益	323,748	317,331
当中間期変動額合計	423,305	217,925
当中間期末残高	10,422,291	11,294,981

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の 要約連結株主資本等変動計 算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	550,510	281,345	550,510
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	49,319	94,735	269,165
当中間期変動額合計	49,319	94,735	269,165
当中間期末残高	501,191	186,610	281,345
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	-	2,747	-
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	-	9,592	2,747
当中間期変動額合計	-	9,592	2,747
当中間期末残高	-	12,339	2,747
為替換算調整勘定			
前期末残高	203,309	233,976	203,309
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	88,042	11,489	30,668
当中間期変動額合計	88,042	11,489	30,668
当中間期末残高	291,350	222,488	233,976
評価・換算差額等合計			
前期末残高	753,819	512,574	753,819
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	38,723	115,816	241,244
当中間期変動額合計	38,723	115,816	241,244
当中間期末残高	792,542	396,758	512,574
少数株主持分			
前期末残高	1,911,873	2,102,551	1,911,873
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	86,056	132,177	190,678
当中間期変動額合計	86,056	132,177	190,678
当中間期末残高	1,997,930	2,234,728	2,102,551

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結株主資本等変動計 算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	13,511,287	13,692,181	13,511,287
当中間期変動額			
剰余金の配当	99,090	99,075	198,176
自己株式の取得	467	331	1,214
連結範囲の変動	-	-	56,028
中間純利益	323,748	317,331	486,879
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	124,779	16,362	50,567
当中間期変動額合計	298,525	234,287	180,894
当中間期末残高	13,212,762	13,926,468	13,692,181

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・フ ロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	14,821	282,575	1,301,536
減価償却費	435,878	501,541	974,943
持分法による投資損益(は益)	2,864	5,791	14,022
負ののれん償却額	1,706	1,706	3,411
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,815	295,900	221,890
賞与引当金の増減額(は減少)	42,705	11,706	31,532
役員賞与引当金の増減額(は減少)	21,200	18,065	600
退職給付引当金の増減額(は減少)	4,461	42,353	78,986
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	173,601	15,259	148,779
事業再構築引当金の増減額(は減少)	330,000	-	-
受取利息及び受取配当金	17,996	20,484	29,199
支払利息	73,385	91,563	169,448
投資有価証券売却及び評価損益(は益)	9,384	72,018	90,426
固定資産売却損益(は益)	3,974	432	14,797
固定資産除却損	36,979	523	39,530
事業再構築費	57,638	-	441,303
売上債権の増減額(は増加)	2,517,332	1,035,446	998,845
たな卸資産の増減額(は増加)	676,808	1,103,011	469,395
仕入債務の増減額(は減少)	1,127,700	298,262	495,757
その他	131,290	104,411	152,571
小計	1,268,299	1,619,567	2,958,044
利息及び配当金の受取額	17,996	20,484	29,199
利息の支払額	73,385	87,679	184,098
保険金の受取額	242,373	-	242,373
法人税等の支払額	656,829	397,820	818,561
営業活動によるキャッシュ・フロー	798,454	1,154,552	2,226,956
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の増減額(は増加)	33,119	3,223	71,511
有価証券の取得による支出	5	5	10
投資有価証券の取得による支出	58,910	65,762	178,171
投資有価証券の売却による収入	4,434	8,386	231,014
有形固定資産の取得による支出	1,701,654	934,001	2,803,650
有形固定資産の売却による収入	6,509	4,926	22,412
事業再構築引当金取崩による支出	1,074,225	-	1,476,725
事業再構築費による支出	-	-	441,303
その他	66,996	3,205	3,316
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,923,965	980,027	4,721,259

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・フ ロー計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額（は減少）	227,879	1,454,943	340,884
長期借入れによる収入	2,500,000	-	4,970,000
長期借入金の返済による支出	1,002,330	1,191,730	2,187,112
社債の償還による支出	150,000	50,000	300,000
配当金の支払額	99,090	99,075	198,176
少数株主への配当金の支払額	3,946	5,146	8,620
その他	467	330	1,214
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,472,047	108,662	1,933,994
現金及び現金同等物に係る換算差額	21,580	3,900	2,849
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	631,883	279,287	557,460
現金及び現金同等物の期首残高	3,857,371	3,349,647	3,857,371
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 （は減少）	-	-	49,737
現金及び現金同等物の中間期末残高	3,225,487	3,628,934	3,349,647

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

<p>前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(イ) 連結子会社の数7社</p> <p>㈱松田製作所 光陽精機㈱ ㈱ノナガセ 川口金属加工㈱ ㈱林ロストワックス工業 大連[林]精密鑄造有限公司 (中国) 川口金属鑄造㈱</p> <p>(ロ) 主要な非連結子会社の名称等</p> <p>主要な非連結子会社 ㈱ケイ・エム・アイ 川口テクノソリューション㈱</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためである。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用関連会社1社 特殊メタル㈱</p> <p>(2) 持分法を適用しない非連結子会社2社 ㈱ケイ・エム・アイ 川口テクノソリューション㈱</p> <p>(持分法を適用しない理由) 持分法非適用会社は中間連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないためである。</p> <p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項</p> <p>連結子会社のうち、大連[林]精密鑄造有限公司(中国)の中間決算日は、6月30日である。中間連結財務諸表の作成に当たっては中間決算日現在の財務諸表を使用している。ただし、中間連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(イ) 連結子会社の数9社</p> <p>㈱松田製作所 光陽精機㈱ ㈱ノナガセ 川口金属加工㈱ ㈱林ロストワックス工業 大連[林]精密鑄造有限公司 (中国) 川口金属鑄造㈱ 川口テクノソリューション㈱ ㈱川金金融</p> <p>㈱川金金融は9月設立のため、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めている。</p> <p>(ロ) 主要な非連結子会社の名称等</p> <p>主要な非連結子会社 ㈱KMI,MTD(U.S.A)INC.</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 同左</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用関連会社1社 同左</p> <p>(2) 持分法を適用しない主な非連結子会社2社 主要な非連結子会社 ㈱KMI,MTD(U.S.A)INC.</p> <p>(持分法を適用しない理由) 同左</p> <p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 同左</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(イ) 連結子会社の数8社</p> <p>㈱松田製作所 光陽精機㈱ ㈱ノナガセ 川口金属加工㈱ ㈱林ロストワックス工業 大連[林]精密鑄造有限公司 (中国) 川口金属鑄造㈱ 川口テクノソリューション㈱</p> <p>川口テクノソリューション㈱は、当連結会計年度より重要性が増したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(ロ) 主要な非連結子会社の名称等</p> <p>主要な非連結子会社 ㈱K M I ㈱K M Iは平成19年11月に㈱ケイ・エム・アイより商号変更いたしました。</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用関連会社1社 同左</p> <p>(2) 持分法を適用しない非連結子会社1社 主要な非連結子会社 ㈱K M I</p> <p>(持分法を適用しない理由) 持分法非適用会社は当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないためであります。</p> <p>3. 連結子会社の決算日等に関する事項</p> <p>連結子会社のうち、大連[林]精密鑄造有限公司(中国)の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>満期保有目的債券</p> <p>...償却原価法(定額法)</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>...中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している)</p> <p>時価のないもの</p> <p>...主として移動平均法による原価法</p> <p>(ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>製品、仕掛品</p> <p>総平均法による原価法</p> <p>原材料、貯蔵品</p> <p>月別移動平均法による原価法</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>満期保有目的債券</p> <p>同左</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>同左</p> <p>時価のないもの</p> <p>同左</p> <p>(ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>製品、仕掛品</p> <p>主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)</p> <p>原材料、貯蔵品</p> <p>主として月別移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>通常の販売目的で保有されるたな卸資産については、従来、原価法を採用していたが、当中間連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」が適用されたことに伴い、原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法)により算定している。</p> <p>これにより、売上総利益、営業利益、経常利益は29,750千円減少し、税金等調整前中間純利益は、88,117千円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>満期保有目的債券</p> <p>同左</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>...連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は主として移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの</p> <p>同左</p> <p>(ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>製品、仕掛品</p> <p>総平均法による原価法</p> <p>原材料、貯蔵品</p> <p>月別移動平均法による原価法</p> <p>原材料、貯蔵品</p> <p>月別移動平均法による原価法</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産</p> <p>当社及び国内連結子会社は、主として定率法(但し平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用している。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりである。</p> <p>建物及び構築物 15年～47年</p> <p>機械装置及び運搬具 5年～14年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより減価償却費は21,582千円増加し、売上総利益14,774千円、営業利益15,760千円、経常利益、税金等調整前中間純利益16,410千円それぞれ減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。この結果、従来の方法に比べ、減価償却費は39,773千円増加し、売上総利益30,025千円、営業利益31,496千円、経常利益、税金等調整前中間純利益31,811千円それぞれ減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産</p> <p>当社及び国内連結子会社は、主として定率法(但し平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用している。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりである。</p> <p>建物及び構築物 15年～47年</p> <p>機械装置及び運搬具 5年～14年</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、法人税法改正前の法定耐用年数によっていたが、当中間連結会計期間より改正後の法定耐用年数によっている。</p> <p>これは、平成20年度の税制改正に伴い機械装置の法定耐用年数が変更されたためである。</p> <p>この変更による当中間連結会計期間の損益に与える影響は軽微である。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産</p> <p>当社及び国内連結子会社は、主として定率法(但し平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。</p> <p>建物及び構築物 15年～47年</p> <p>機械装置及び運搬具 5年～14年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより減価償却費は55,321千円増加し、売上総利益45,316千円、営業利益48,293千円、経常利益、税金等調整前当期純利益49,630千円それぞれ減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。この結果、従来の方法に比べ、減価償却費は75,025千円増加し、売上総利益65,064千円、営業利益67,518千円、経常利益、税金等調整前当期純利益68,148千円それぞれ減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>無形固定資産 定額法を採用している。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額を計上している。</p> <p>賞与引当金 当社及び連結子会社の従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため支給対象期間に対応した支給見込額を計上している。</p> <p>役員賞与引当金 当社及び連結子会社の役員に対して支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間の負担額を計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額（簡便法）に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>役員退職慰労引当金 当社及び連結子会社の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき、当中間連結会計期間末要支給額を計上している。</p> <p>(追加情報) 当社及び連結子会社の役員退職慰労金は、従来、支出時に費用処理していたが、前連結会計年度の下半期において内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更した。 なお、当該変更に伴う影響額は前連結会計年度の額と同額である。</p>	<p>無形固定資産 同左</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 当社及び連結子会社の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき、当中間連結会計期間末要支給額を計上している。</p>	<p>無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 当社及び連結子会社の従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため支給対象期間に対応した支給見込額を計上しております。</p> <p>役員賞与引当金 当社及び連結子会社の役員に対して支給する役員賞与の支給に充てるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額（簡便法）に基づき、計上しております。</p> <p>役員退職慰労引当金 当社及び連結子会社の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>事業再構築引当金 当社は本社工場の用地の一部についての土壤改良費用及び工場の生産設備等の移転関連費用等の事業再構築に要する支出の合理的見込額を計上している。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理している。 なお、在外子会社の資産・負債・収益及び費用は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上している。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 イ．ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を充たす金利スワップ取引について特例処理に、振当処理の要件を充たす為替予約取引について振当処理によっている。</p> <p>ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象 a．ヘッジ手段...金利スワップ取引 ヘッジ対象...金利 b．ヘッジ手段...為替予約取引 ヘッジ対象...外貨建債権</p>	<p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る会計処理によっている。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 イ．ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を充たす金利スワップ取引について特例処理に、振当処理の要件を充たす為替予約取引について振当処理に、ヘッジ会計の要件を充たす商品デリバティブ取引について繰延ヘッジ処理によっている。</p> <p>ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象 a．ヘッジ手段...金利スワップ取引 ヘッジ対象...金利 b．ヘッジ手段...為替予約取引 ヘッジ対象...外貨建債権 c．ヘッジ手段...商品先物取引 ヘッジ対象...棚卸資産</p>	<p>事業再構築引当金 当社は本社工場の用地の一部についての土壤改良費用及び工場の生産設備等の移転関連費用等の事業再構築に要する支出の合理的見込額を計上しております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社の資産・負債・収益及び費用は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 イ．ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を充たす金利スワップ取引について特例処理に、振当処理の要件を充たす為替予約取引について振当処理に、ヘッジ会計の要件を充たす商品デリバティブ取引について繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象 a．ヘッジ手段...金利スワップ取引 ヘッジ対象...金利 b．ヘッジ手段...為替予約取引 ヘッジ対象...外貨建債権 c．ヘッジ手段...商品先物取引 ヘッジ対象...棚卸資産</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>八．ヘッジ方針</p> <p>金利リスク・為替リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っている。</p> <p>二．ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>特例処理によるスワップ、振当処理による為替予約について有効性の評価を省略している。</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(イ) 消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。</p> <p>5．中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。</p>	<p>八．ヘッジ方針</p> <p>金利リスク・為替リスク・価格リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債権債務等の範囲内でヘッジを行っている。</p> <p>二．ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ対象とヘッジ手段の変動率が一定の範囲内にあることを検証している。ただし、特例処理によるスワップ、振当処理による為替予約について有効性の評価を省略している。</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(イ) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p> <p>5．中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>同左</p>	<p>八．ヘッジ方針</p> <p>金利リスク・為替リスク・価格リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債権債務等の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>二．ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ対象とヘッジ手段の変動率が一定の範囲内にあることを検証しております。ただし、特例処理によるスワップ、振当処理による為替予約について有効性の評価を省略しております。</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(イ) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p> <p>5．連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>同左</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>(不動産賃貸損益の計上区分の変更)</p> <p>従来、不動産賃貸関連の収益及び費用については、それぞれ営業外収益及び営業外費用に計上していたが、当中間連結会計期間より売上高及び売上原価に計上区分を変更した。これは、当社の本社工場の用地の一部を下半期より賃貸用不動産として供用するため、今後、不動産賃貸料収入が継続的に発生する見込であり、売上高と売上原価として計上することがより適切であると判断したためである。</p> <p>従来の方法に比べ、売上高32,193千円・売上原価24,568千円・売上総利益7,624千円・営業利益7,624千円がそれぞれ増加し、営業外収益32,193千円・営業外費用が24,568千円減少した。</p> <p>(金型材の会計処理の変更)</p> <p>当社は製造の材料として使用されている金型材について、従来、有形固定資産として処理していたが、当中間連結会計期間より費用処理に変更した。</p> <p>これは、橋梁部門の生産拠点の移転を契機として、生産体制・生産方法を見直したところ、金型材の使用期間が1年未満であると判明したためである。</p> <p>この変更による当中間連結会計期間の損益に与える影響は軽微である。</p>	<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する取扱いの適用)</p> <p>当中間連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。</p> <p>これによる影響はない。</p>	<p>(不動産賃貸損益の計上区分の変更)</p> <p>従来、不動産賃貸関連の収益及び費用については、それぞれ営業外収益及び営業外費用に計上していましたが、当連結会計年度より売上高及び売上原価に計上区分を変更しております。</p> <p>これは、当社の本社工場の用地の一部を当連結会計年度より賃貸用不動産として供用し、今後、不動産賃貸料収入が継続的に発生するため、売上高と売上原価として計上することがより適切であると判断したためであります。</p> <p>従来の方法に比べ、売上高212,126千円・売上原価61,047千円・売上総利益151,079千円・営業利益144,442千円がそれぞれ増加し、営業外収益212,126千円・営業外費用が67,683千円減少しております。</p> <p>(金型材の会計処理の変更)</p> <p>当社は製造の材料として使用されている金型材について、従来、有形固定資産として処理していましたが、当連結会計年度より費用処理に変更しております。</p> <p>これは、橋梁部門の生産拠点の移転を契機として、生産体制・生産方法を見直したところ、金型材の使用期間が1年未満であると判明したためであります。</p> <p>この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準の適用)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」が平成20年 4月 1日以後開始する連結会計年度から適用できるため、当中間連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっている。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。</p> <p>これによる影響はない。</p>	

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度 (平成20年3月31日)
1 減価償却累計額 14,875,296千円	1 減価償却累計額 15,974,808千円	1 減価償却累計額 15,538,350千円
減損損失累計額が含まれている。		
2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりである。	2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりである。	2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。
建物及び構築物 117,077千円	建物及び構築物 132,491千円	建物及び構築物 136,909千円
土地 1,404,910千円	土地 1,404,901千円	土地 1,404,911千円
計 1,521,988千円	計 1,537,401千円	計 1,541,819千円
担保付債務は次のとおりである。	担保付債務は次のとおりである。	担保付債務は次のとおりであります。
短期借入金 543,336千円	短期借入金 360,002千円	短期借入金 450,003千円
長期借入金(1年以内返済を含む) 626,584千円	長期借入金(1年以内返済を含む) 483,040千円	長期借入金(1年以内返済を含む) 602,168千円
計 1,169,920千円	計 843,042千円	計 1,052,171千円
上記のほか、仕入先に対し現金及び預金47,088千円・投資有価証券131,902千円を仕入債務の担保として差し入れている。	上記のほか、仕入先に対し預金97,088千円・投資有価証券69,487千円を仕入債務の担保として差し入れている。	上記のほか、仕入先に対し預金30,000千円・投資有価証券89,664千円を仕入債務の担保として差し入れております。
3 受取手形割引高 575,204千円	3 受取手形割引高 1,030,719千円	3 受取手形割引高 747,825千円
受取手形裏書譲渡高 512,913千円	受取手形裏書譲渡高 282,158千円	受取手形裏書譲渡高 202,033千円
4 中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当中間連結会計期間の末日が金融機関の休日であったが、満期日に決済が行われたものとして処理している。当中間連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりである。		
受取手形 463,483千円		
支払手形 496,956千円		
割引手形 110,819千円		
裏書手形 18,966千円		

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	1 売上原価に含まれているたな卸資産評価損 29,750千円	
2 販売費及び一般管理費の主要費目	2 販売費及び一般管理費の主要費目	2 販売費及び一般管理費の主要費目
製品発送費 205,151千円	製品発送費 188,142千円	役員報酬及び 給料手当 1,601,851千円
役員報酬及び 給料手当 764,639千円	役員報酬及び 給料手当 857,352千円	退職給付費用 88,034千円
退職給付費用 20,813千円	退職給付費用 58,427千円	貸倒引当金繰入額 216,990千円
賞与引当金繰入額 及び賞与 136,561千円	貸倒引当金繰入額 50,219千円	賞与引当金繰入額 78,127千円
役員賞与引当金 繰入額 21,800千円	賞与引当金繰入額 及び賞与 186,457千円	役員賞与引当金 繰入額 43,600千円
役員退職慰労 引当金繰入額 25,068千円	役員賞与引当金 繰入額 24,335千円	役員退職慰労 引当金繰入額 49,891千円
	役員退職慰労 引当金繰入額 21,005千円	製品発送費 448,733千円
3 固定資産売却益の内訳	3 固定資産売却益の内訳	3 固定資産売却益の内訳
機械装置及び運搬具 3,817千円	機械装置及び運搬具 55千円	機械装置及び運搬具 3,817千円
工具器具備品 157千円	工具器具備品 369千円	工具器具備品 721千円
計 3,974千円	計 423千円	土地 10,259千円
		計 14,797千円
4 固定資産処分損の内訳	4 固定資産処分損の内訳	4 固定資産処分損の内訳
建物及び構築物 2,628千円	機械装置及び運搬具 516千円	建物及び構築物 2,994千円
機械装置及び運搬具 (撤去費用含む) 30,222千円	工具器具備品 7千円	機械装置及び運搬具 30,779千円
工具器具備品 4,080千円	計 523千円	工具器具備品 3,051千円
その他 50千円		その他 2,705千円
計 36,979千円		計 39,530千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(千株)

	前連結会計年度末株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000
自己株式				
普通株式(注)	326	1	-	326
合計	326	1	-	326

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	99,090	5	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月15日 取締役会	普通株式	99,086	利益剰余金	5	平成19年9月30日	平成19年12月7日

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(千株)

	前連結会計年度末株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000
自己株式				
普通株式(注)	329	1	-	330
合計	329	1	-	330

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	99,075	5	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年11月15日 取締役会	普通株式	99,070	利益剰余金	5	平成20年9月30日	平成20年12月8日

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(千株)

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000
自己株式				
普通株式(注)	324	3	-	329
合計	324	3	-	329

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	99,090	5	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月15日 取締役会	普通株式	99,086	5	平成19年9月30日	平成19年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	99,075	利益剰余金	5	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 預入期間が3ヶ月を超える定期預金	現金及び預金勘定 預入期間が3ヶ月を超える定期預金	現金及び預金勘定 預入期間が3ヶ月を超える定期預金
3,724,299千円 498,812千円	4,152,915千円 523,980千円	3,821,841千円 472,193千円
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
3,225,487千円	3,628,934千円	3,349,647千円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																																																												
リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び中間期 末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 なお、リース取引開始日が適用初年 度前の所有権移転外ファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸 借取引に係る方法に準じた会計処理 を引き続き採用している。 1. リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び中間期 末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び期末残 高相当額																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価 額相当 額 (千円)</th> <th>減価償 却累計 額相当 額 (千円)</th> <th>中間期 末残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及 び運搬具</td> <td>6,341</td> <td>5,390</td> <td>951</td> </tr> <tr> <td>工具器具備 品</td> <td>40,962</td> <td>15,660</td> <td>25,302</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>16,886</td> <td>11,155</td> <td>5,731</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>64,189</td> <td>32,205</td> <td>31,984</td> </tr> </tbody> </table>		取得価 額相当 額 (千円)	減価償 却累計 額相当 額 (千円)	中間期 末残高 相当額 (千円)	機械装置及 び運搬具	6,341	5,390	951	工具器具備 品	40,962	15,660	25,302	その他	16,886	11,155	5,731	合計	64,189	32,205	31,984	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価 額相当 額 (千円)</th> <th>減価償 却累計 額相当 額 (千円)</th> <th>中間期 末残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及 び運搬具</td> <td>4,500</td> <td>1,425</td> <td>3,075</td> </tr> <tr> <td>工具器具備 品</td> <td>46,208</td> <td>18,024</td> <td>28,184</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,864</td> <td>3,703</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>54,572</td> <td>23,152</td> <td>31,420</td> </tr> </tbody> </table>		取得価 額相当 額 (千円)	減価償 却累計 額相当 額 (千円)	中間期 末残高 相当額 (千円)	機械装置及 び運搬具	4,500	1,425	3,075	工具器具備 品	46,208	18,024	28,184	その他	3,864	3,703	161	合計	54,572	23,152	31,420	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価 額相当 額 (千円)</th> <th>減価償 却累計 額相当 額 (千円)</th> <th>期末残 高相当 額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及 び運搬具</td> <td>4,500</td> <td>975</td> <td>3,525</td> </tr> <tr> <td>工具器具備 品</td> <td>56,793</td> <td>22,605</td> <td>34,187</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,864</td> <td>3,220</td> <td>644</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>65,157</td> <td>26,800</td> <td>38,356</td> </tr> </tbody> </table>		取得価 額相当 額 (千円)	減価償 却累計 額相当 額 (千円)	期末残 高相当 額 (千円)	機械装置及 び運搬具	4,500	975	3,525	工具器具備 品	56,793	22,605	34,187	その他	3,864	3,220	644	合計	65,157	26,800	38,356
	取得価 額相当 額 (千円)	減価償 却累計 額相当 額 (千円)	中間期 末残高 相当額 (千円)																																																											
機械装置及 び運搬具	6,341	5,390	951																																																											
工具器具備 品	40,962	15,660	25,302																																																											
その他	16,886	11,155	5,731																																																											
合計	64,189	32,205	31,984																																																											
	取得価 額相当 額 (千円)	減価償 却累計 額相当 額 (千円)	中間期 末残高 相当額 (千円)																																																											
機械装置及 び運搬具	4,500	1,425	3,075																																																											
工具器具備 品	46,208	18,024	28,184																																																											
その他	3,864	3,703	161																																																											
合計	54,572	23,152	31,420																																																											
	取得価 額相当 額 (千円)	減価償 却累計 額相当 額 (千円)	期末残 高相当 額 (千円)																																																											
機械装置及 び運搬具	4,500	975	3,525																																																											
工具器具備 品	56,793	22,605	34,187																																																											
その他	3,864	3,220	644																																																											
合計	65,157	26,800	38,356																																																											
(注) 取得価額相当額は、未経過リー ス料中間期末残高が有形固定 資産の中間期末残高等に占め る割合が低いため、支払利子込 み法により算定している。 2. 未経過リース料中間期末残高相 当額 1年内 10,190千円 1年超 21,794千円 合計 31,984千円	同左 2. 未経過リース料中間期末残高相 当額 1年内 10,360千円 1年超 21,060千円 合計 31,420千円	(注) 取得価額相当額は、未経過リー ス料期末残高が有形固定資産 の期末残高等に占める割合が 低いため、支払利子込み法によ り算定しております。 2. 未経過リース料期末残高相当額 1年内 11,638千円 1年超 26,718千円 合計 38,356千円																																																												
(注) 未経過リース料中間期末残高 相当額は、未経過リース料中間 期末残高が有形固定資産の中 間期末残高等に占める割合が 低いため、支払利子込み法によ り算定している。 3. 支払リース料及び減価償却費相 当額 支払リース料 6,718千円 減価償却費相当額 6,718千円	同左 3. 支払リース料及び減価償却費相 当額 支払リース料 6,092千円 減価償却費相当額 6,092千円	(注) 未経過リース料期末残高相当 額は、未経過リース料期末残高 が有形固定資産の期末残高等 に占める割合が低いため、支払 利子込み法により算定してお ります。 3. 支払リース料及び減価償却費相 当額 支払リース料 10,610千円 減価償却費相当額 10,610千円																																																												

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																		
<p>4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によって いる。</p> <p>オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table data-bbox="197 533 507 640"> <tr> <td>1年内</td> <td>1,380千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,955千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,335千円</td> </tr> </table>	1年内	1,380千円	1年超	1,955千円	合計	3,335千円	<p>4. 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・ リース取引において資産計上して いる取引はない。</p> <p>オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table data-bbox="630 533 940 640"> <tr> <td>1年内</td> <td>1,380千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>575千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,955千円</td> </tr> </table>	1年内	1,380千円	1年超	575千円	合計	1,955千円	<p>4. 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table data-bbox="1062 533 1372 640"> <tr> <td>1年内</td> <td>1,380千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,265千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,654千円</td> </tr> </table>	1年内	1,380千円	1年超	1,265千円	合計	2,654千円
1年内	1,380千円																			
1年超	1,955千円																			
合計	3,335千円																			
1年内	1,380千円																			
1年超	575千円																			
合計	1,955千円																			
1年内	1,380千円																			
1年超	1,265千円																			
合計	2,654千円																			

(有価証券関係)
(前中間連結会計期間)
有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末(平成19年9月30日)		
	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
(1) 株式	1,020,527	1,721,864	701,337
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	5,760	4,080	1,680
合計	1,026,287	1,725,944	699,657

(注) 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っている。

2. 時価のない有価証券の主な内容

	前中間連結会計期間末(平成19年9月30日)	
	中間連結貸借対照表計上額(千円)	
その他有価証券		
非上場株式	336,250	

(当中間連結会計期間)
有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

	当中間連結会計期間末(平成20年9月30日)		
	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
(1) 株式	952,498	1,210,333	257,835
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	15,180	13,480	1,701
合計	967,678	1,223,813	256,135

(注) 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っている。

2. 時価のない有価証券の主な内容

	当中間連結会計期間末（平成20年9月30日）
	中間連結貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券 非上場株式 中期国債ファンド	 136,250 2,716

（前連結会計年度）

有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

	前連結会計年度（平成20年3月31日）		
	取得原価（千円）	連結貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
(1) 株式	963,880	1,314,595	350,716
(2) 債券			
国債・地方債等			
社債			
その他			
(3) その他	18,441	15,868	2,573
合計	982,321	1,330,463	348,143

（注）減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2. 時価のない有価証券の主な内容

	前連結会計年度（平成20年3月31日）
	連結貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券 非上場株式 中期国債ファンド	 136,250 2,711

（デリバティブ取引関係）

前中間連結会計期間 （自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）	当中間連結会計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）	前連結会計年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
当社グループはデリバティブ取引には、ヘッジ会計を適用しているため、該当事項はない。	当社グループはデリバティブ取引には、ヘッジ会計を適用しているため、該当事項はない。	当社グループはデリバティブ取引には、ヘッジ会計を適用しているため、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はない。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

(千円)

	素形材	土木建築機材	産業機械	不動産賃貸	計	消去又は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	5,342,757	5,144,060	3,076,031	32,193	13,595,041	-	13,595,041
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	77,156	-	78,469	-	155,625	155,625	-
計	5,419,913	5,144,060	3,154,500	32,193	13,750,666	155,625	13,595,041
営業費用	5,150,287	5,183,151	2,963,674	27,917	13,325,029	155,625	13,169,404
営業損益	269,626	39,090	190,826	4,275	425,637	-	425,637

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

(千円)

	素形材	土木建築機材	産業機械	不動産賃貸	計	消去又は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	5,942,662	6,283,415	3,071,820	113,841	15,411,739	-	15,411,739
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	54,493	-	54,555	-	109,048	109,048	-
計	5,997,155	6,283,415	3,126,376	113,841	15,520,787	109,048	15,411,739
営業費用	5,861,440	5,956,430	2,892,456	53,330	14,763,656	109,048	14,654,608
営業損益	135,715	326,985	233,920	60,511	757,131	-	757,131

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

(千円)

	素形材	土木建築機材	産業機械	不動産賃貸	計	消去又は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	11,628,512	12,894,965	6,650,428	212,126	31,386,031	-	31,386,031
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	154,563	-	221,396	-	375,960	375,960	-
計	11,783,076	12,894,965	6,871,825	212,126	31,761,991	375,960	31,386,031
営業費用	11,175,130	12,289,872	6,288,983	67,683	29,821,668	375,960	29,445,709
営業損益	607,946	605,093	582,842	144,442	1,940,323	-	1,940,323

(注)(1) 事業区分の方法

当連結グループの事業は、1. 鉄を中心とした素形材の製造及び販売、2. 橋梁、建築、公共施設に使用される機能部品や製品の製造販売、3. 油圧技術を利用した産業機械の製造販売の事業及び4. 不動産賃貸事業に区分される。当社は1、2及び4の区分事業を行っており、連結子会社も1、2、3項いずれかの事業を行っている。

(2) 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品名
素形材	異型鋼、産業機械用鑄造部品、精密鑄造部品
土木建築機材	橋梁用支承、伸縮継手、景観材料、建築機材、丸鋼
産業機械	射出成型機、油圧シリンダー機器
不動産賃貸	不動産賃貸

(3) 事業区分の変更（前連結会計年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

従来、不動産賃貸関連の収益・原価については、それぞれ営業外収益・営業外費用に計上していたが、当連結会計年度より売上高・売上原価に計上区分を変更した。

これは、当社の本社工場の用地の一部を当連結会計年度より賃貸用不動産として用地を供用し、今後、不動産賃貸料収入が継続的に発生するため、また、売上高と売上原価として計上することがより適切であると判断したためである。

上記の会計方針の変更に伴い、従来、「素形材事業」・「土木建築機材事業」及び「産業機械事業」の3区分としていたが、「素形材事業」及び「土木建築事業」にて共用していた本社工場用地の一部につき不動産賃貸用地として供用を当連結会計年度より開始したため、事業の実態を反映したより適正なセグメント情報を利害関係者の意思決定に資する有用な情報を提供するため、新規に「不動産賃貸事業」を区分した。

上記の会計方針の変更に伴い、従来、「素形材事業」・「土木建築機材事業」及び「産業機械事業」の3区分としていたが、「素形材事業」及び「土木建築事業」にて共用していた本社工場用地の一部につき不動産賃貸用地として供用を当連結会計年度より開始したため、事業の実態を反映したより適正なセグメント情報を利害関係者の意思決定に資する有用な情報を提供するため、新規に「不動産賃貸事業」を区分した。

(4) 会計方針の変更等（前中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

この変更に伴い、従来の方法に比べて、当中間連結会計期間の営業費用が、「素形材事業」において6,976千円増加し、「土木建築機材事業」において6,280千円増加し、「産業機械事業」において2,504千円増加し、営業利益はそれぞれ同額減少している。

追加情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。

この変更に伴い、従来の方法に比べて、当中間連結会計期間の営業費用が、「素形材事業」において10,441千円増加し、「土木建築機材事業」において8,175千円増加し、「産業機械事業」において12,879千円増加し、営業利益はそれぞれ同額減少している。

役員退職慰労引当金

当社及び連結子会社の役員退職慰労金は、従来、支出時に費用処理していたが、前連結会計年度の下半期において内規の基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更した。前中間連結会計期間はこの変更後の方法に比べて、営業費用が「素形材事業」において7,493千円、「土木建築機材事業」において5,354千円、「産業機械事業」において8,378千円、それぞれ少なく計上されている。

不動産賃貸損益の計上区分の変更

従来、不動産賃貸関連の収益及び原価については、それぞれ営業外収益及び営業外費用に計上していたが、当中間連結会計期間より売上高及び売上原価に計上区分を変更した。

これは、当社の本社工場の用地の一部を下半期より賃貸用不動産として用地を供用するため、今後、不動産賃貸料収入が継続的に発生する見込であること、また、売上高と売上原価として計上することがより適切にであると判断したためである。

上記の会計方針の変更に伴い、従来、「素形材関連事業」・「土木建築機材関連事業」及び「産業機械関連事業」の3区分としていたが、「素形材関連事業」及び「土木建築関連事業」にて共用していた本社工場用地の一部につき不動産賃貸用地として供用を下半期より開始すること、事業の実態を反映したより適正なセグメント情報を利害関係者の意思決定に資する有用な情報を提供するため、新規に「不動産賃貸事業」を区分した。

なお、従来の方法に比べ、「不動産賃貸事業」の売上高32,193千円、営業費用24,568千円、営業利益7,624千円増加している。

(5) 会計方針の変更(当中間連結会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、通常の販売目的で保有されるたな卸資産については、従来、原価法を採用していたが、当中間連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」が適用されたことに伴い、原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法)により算定している。

この結果、従来の方法に比べて、当中間連結会計期間の営業利益が、「素形材事業」29,750千円減少している。

(6) 会計方針の変更(前連結会計年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4(2)に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

この変更に伴い、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業費用が、「素形材事業」において21,752千円増加し、「土木建築機材事業」において18,202千円増加し、「産業機械事業」において8,339千円増加し、営業利益はそれぞれ同額減少している。

追加情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4(2)に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。

この変更に伴い、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業費用が、「素形材事業」において23,237千円増加し、「土木建築機材事業」において18,354千円増加し、「産業機械事業」において25,927千円増加し、営業利益はそれぞれ同額減少している。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日）

（千円）

	日本	中国	計	消去又は全社	連結
売上高					
(1) 外部売上高	13,565,936	29,105	13,595,041	-	13,595,041
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	138,132	2,059,812	2,197,945	2,197,945	-
計	13,704,068	2,088,918	15,792,985	2,197,945	13,595,041
営業費用	13,201,170	2,166,178	15,367,349	2,197,945	13,169,404
営業損益	502,897	77,261	425,637	-	425,637

当中間連結会計期間（自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日）

（千円）

	日本	中国	計	消去又は全社	連結
売上高					
(1) 外部売上高	15,055,900	355,839	15,411,739	-	15,411,739
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	120,035	1,843,752	1,963,787	1,963,787	-
計	15,175,935	2,199,591	17,375,526	1,963,787	15,411,739
営業費用	14,515,783	2,091,165	16,606,947	1,952,340	14,654,608
営業損益	660,152	108,427	768,578	11,447	757,131

前連結会計年度（自 平成19年 4月 1日 至平成20年 3月31日）

（千円）

	日本 （千円）	中国 （千円）	計 （千円）	消去又は全社 （千円）	連結 （千円）
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	30,789,866	596,165	31,386,031	-	31,386,031
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	269,565	4,113,641	4,383,206	4,383,206	-
計	31,059,431	4,709,806	35,769,237	4,383,206	31,386,031
営業費用	29,330,057	4,451,354	33,781,411	4,335,702	29,445,709
営業利益	1,729,374	258,452	1,987,826	47,503	1,940,323
資産	29,542,156	2,845,264	32,387,421	-	32,387,421

（注）1．区分は国別に決定した。

2．日本以外の区分に属する主な国又は地域

中国・・・中華人民共和国

(会計方針の変更)

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

棚卸資産

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、通常の販売目的で保有されるたな卸資産については、従来、原価法を採用していたが、当中間連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」が適用されたことに伴い、原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法)により算定している。

この結果、従来の方法に比べて、当中間連結会計期間の日本の営業利益が30,021千円減少し、中国の営業利益が270千円増加している。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)及び前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)の海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略している。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 (円 銭) 570 05	1株当たり純資産額 (円 銭) 594 39	1株当たり純資産額 (円 銭) 589 17
1株当たり中間純損失 (円 銭) 16 46	1株当たり中間純利益 (円 銭) 16 13	1株当たり当期純利益 (円 銭) 24 75
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益又は中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益 又は中間純損失金額()			
中間(当期)純利益又は中間純損失() (千円)	323,748	317,331	486,879
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益 又は中間純損失()(千円)	323,748	317,331	486,879
期中平均株式数(千株)	19,674	19,671	19,673

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

該当事項はない。

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

(共通支配下の取引)

株式移転

当社は、平成20年10月1日付で単独株式移転により株式会社川金ホールディングスを設立した。

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

川口金属工業(株) 鉄鋼業

(2) 企業結合の法的形式

純粋持株会社の設立のための株式移転

(3) 結合後企業の名称

(株)川金ホールディングス

(4) 取引の概要

社会経済環境が急速に変化し、顧客ニーズが高度化・複合化する中でさらなる成長・発展を遂げるためには、当社グループの求心力を高め、グループの総合力をこれまで以上に発揮することが必要であると考え、持株会社体制に移行することを決断した。

(5) 実施した会計処理の概要

当該吸収分割は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っている。

吸収分割

平成20年10月27日に川口金属加工(株)(分割会社)と(株)川金金融(承継会社)は川口金属加工(株)のグループ資金貸付事業を平成20年12月1日付で(株)川金金融に吸収分割により承継する吸収分割契約を締結し、平成20年12月1日付で会社分割(吸収分割)を行った。

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

川口金属加工(株) 金属加工業

(株)川金金融 金融業

(2) 企業結合の法的形式

川口金属加工(株)を分割会社とし、(株)川金金融を承継会社とする吸収分割

(3) 取引の概要

当該会社分割の目的は、当社グループのグループ内金融を(株)川金金融に集約するためである。

(4) 実施した会計処理の概要

当該吸収分割は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っている。

吸収分割

平成20年11月25日に川口金属工業(株)(分割会社)と川口金属鑄造(株)(承継会社)は川口金属工業(株)の鑄物製造事業を平成21年1月1日付で川口金属鑄造(株)に吸収分割により承継する吸収分割契約を締結した。

当該会社分割の目的は、グループ事業再編の一環として行うものである。

当該吸収分割は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」

(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う。

吸収分割

平成20年11月25日に川口金属工業(株)(分割会社)と川口金属加工(株)(承継会社)は川口金属工業(株)の鋼材の圧延事業を平成21年1月1日付で川口金属加工(株)に吸収分割により承継する吸収分割契約を締結した。

当該会社分割の目的は、グループ事業再編の一環として行うものである。

当該吸収分割は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」

(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う。

(主要な取引先の倒産について)

当社連結子会社(株)ノナガセの取引先が、平成20年11月26日東京地方裁判所に会社更生手続の申立てを行い受理された。

(1) 取引先の名称

オリエンタル白石株式会社 東京都千代田区

(2) 当該取引先に対する中間連結会計期間末時点での債権

受取手形及び売掛金579,787千円

(3) 当該事実の影響

当中間連結会計期間において、上記債権の回収可能性を考慮し、回収不能見込額265,598千円については貸倒引当金を計上し、同額特別損失に繰入額を計上している。

また、当中間連結会計期間後に発生した債権493,266千円に対しては当連結会計年度末回収不能額を見積り貸倒引当金を計上し、同額特別損失に繰入額を計上する予定である。

前連結会計年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

（単独株式移転による持株会社体制への移行）

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会で単独株式移転により「株式会社川金ホールディングス」を設立し、持株会社体制へ移行することを基本的に決定した。

株式移転の概要は、次のとおりである。

（1）持株会社設立の目的

当社は、社会経済環境が急速に変化し、顧客ニーズが高度化・複合化する中でさらなる成長・発展を遂げるためには、当社グループの求心力を高め、グループの総合力をこれまで以上に発揮することが必要であると考え、持株会社体制に移行することを決断した。さらに、当社およびグループ各社の事業を戦略的に再編し、事業基盤を維持強化することにより、グループ全体として企業価値の向上を図る。

（2）株式移転の時期

株式移転の時期は、平成20年10月1日とする。

（3）株式移転比率

当社の普通株式1に対し持株会社の普通株式1を割り当て交付する。

（4）株式移転交付金

株式移転交付金の支払は行わない。

（5）持株会社の上場申請に関する事項

持株会社は、東京証券取引所市場第二部に上場申請を行う予定である。なお、持株会社の上場に伴い、当社は上場廃止となる予定である。

（2）【その他】

該当事項なし。

2【中間財務諸表等】
(1)【中間財務諸表】
【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	1,280,791	1,440,162	1,088,670
受取手形	5 2,136,000	2,675,436	2,411,152
売掛金	2,793,480	2,528,261	3,377,068
たな卸資産	2,630,160	3,485,364	2,455,416
関係会社短期貸付金	1,063,280	1,342,207	1,309,422
その他	251,900	81,823	211,379
貸倒引当金	1,570	36,380	46,630
流動資産合計	10,154,040	11,516,875	10,806,477
固定資産			
有形固定資産			
建物（純額）	1,485,155	2 1,457,884	2 1,492,468
機械及び装置（純額）	1,126,844	962,810	1,019,863
土地	2 1,688,017	2 2,094,678	2 2,094,678
その他（純額）	416,757	698,244	475,338
有形固定資産合計	1 4,716,772	1 5,213,616	1 5,082,347
無形固定資産	31,907	29,990	26,481
投資その他の資産			
投資有価証券	1,640,079	1,658,954	1,682,589
長期貸付金	150,000	168,000	204,000
その他	518,475	217,771	223,678
貸倒引当金	8,690	169,357	174,157
投資その他の資産合計	2,299,864	1,875,368	1,936,110
固定資産合計	7,048,543	7,118,974	7,044,938
資産合計	17,202,583	18,635,849	17,851,414
負債の部			
流動負債			
支払手形	5 827,447	1,197,383	1,142,577
買掛金	1,056,216	1,449,802	1,179,913
1年内償還予定の社債	200,000	172,800	136,400
短期借入金	1,500,000	2,700,000	1,100,000
1年内返済予定の長期借入金	2 1,774,152	2 3,309,902	2 1,977,088
未払金	165,924	77,163	82,488
未払法人税等	24,946	12,331	11,896
賞与引当金	36,572	41,872	39,843
役員賞与引当金	11,800	11,800	23,600
事業再構築引当金	732,500	-	-
その他	4 377,528	4 603,019	642,892
流動負債合計	6,707,084	9,576,072	6,336,697

(単位：千円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
固定負債			
社債	1,450,000	1,277,200	1,363,600
長期借入金	2 4,325,680	2 2,998,992	2 5,395,908
繰延税金負債	112,177	52,759	21,516
退職給付引当金	73,078	112,099	106,974
役員退職慰労引当金	73,586	87,447	80,633
長期預り金	60,675	65,475	65,475
固定負債合計	6,095,196	4,593,972	7,034,106
負債合計	12,802,280	14,170,044	13,370,803
純資産の部			
株主資本			
資本金	1,000,000	1,000,000	1,000,000
資本剰余金			
資本準備金	187,912	187,912	187,912
資本剰余金合計	187,912	187,912	187,912
利益剰余金			
利益準備金	250,000	250,000	250,000
その他利益剰余金			
別途積立金	3,000,000	-	3,000,000
繰越利益剰余金	395,647	2,906,217	139,390
利益剰余金合計	2,854,353	3,156,217	3,110,610
自己株式	38,826	39,904	39,573
株主資本合計	4,003,438	4,304,224	4,258,949
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	396,864	161,581	221,663
評価・換算差額等合計	396,864	161,581	221,663
純資産合計	4,400,303	4,465,805	4,480,611
負債純資産合計	17,202,583	18,635,849	17,851,414

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
売上高	5,839,511	7,319,297	14,578,508
売上原価	5,166,160	1 6,264,889	12,327,405
売上総利益	673,350	1,054,408	2,251,103
販売費及び一般管理費	721,685	796,574	1,736,753
営業利益又は営業損失()	48,334	257,834	514,350
営業外収益	2 81,754	2 76,614	2 153,873
営業外費用	3 71,309	3 88,753	3 171,175
経常利益又は経常損失()	37,889	245,695	497,048
特別利益	-	4 11,637	4 25,699
特別損失	5 456,383	5 106,455	5 653,616
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	494,272	150,877	130,869
法人税、住民税及び事業税	4,415	6,196	31,609
過年度法人税等	19,135	-	-
法人税等合計	23,550	6,196	31,609
中間純利益又は中間純損失()	517,822	144,681	162,478

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 要約株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	187,912	187,912	187,912
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	187,912	187,912	187,912
資本剰余金合計			
前期末残高	187,912	187,912	187,912
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	187,912	187,912	187,912
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	250,000	250,000	250,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	250,000	250,000	250,000
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	4,400,000	3,000,000	4,400,000
当中間期変動額			
別途積立金の取崩	1,400,000	3,000,000	1,400,000
当中間期変動額合計	1,400,000	3,000,000	1,400,000
当中間期末残高	3,000,000	-	3,000,000
繰越利益剰余金			
前期末残高	1,178,735	139,390	1,178,735
当中間期変動額			
剰余金の配当	99,090	99,075	198,176
別途積立金の取崩	1,400,000	3,000,000	1,400,000
中間純利益	517,822	144,681	162,478
当中間期変動額合計	783,088	3,045,606	1,039,345
当中間期末残高	395,647	2,906,217	139,390
利益剰余金合計			
前期末残高	3,471,265	3,110,610	3,471,265

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 要約株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
当中間期変動額			
剰余金の配当	99,090	99,075	198,176
中間純利益	517,822	144,681	162,478
当中間期変動額合計	616,912	45,607	360,655
当中間期末残高	2,854,353	3,156,217	3,110,610
自己株式			
前期末残高	38,359	39,573	38,359
当中間期変動額			
自己株式の取得	467	331	1,214
当中間期変動額合計	467	331	1,214
当中間期末残高	38,826	39,904	39,573
株主資本合計			
前期末残高	4,620,817	4,258,949	4,620,817
当中間期変動額			
剰余金の配当	99,090	99,075	198,176
中間純利益	517,822	144,681	162,478
自己株式の取得	467	331	1,214
当中間期変動額合計	617,379	45,275	361,869
当中間期末残高	4,003,438	4,304,224	4,258,949
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	439,672	221,663	439,672
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	42,808	60,082	218,010
当中間期変動額合計	42,808	60,082	218,010
当中間期末残高	396,864	161,581	221,663
評価・換算差額等合計			
前期末残高	439,672	221,663	439,672
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	42,808	60,082	218,010
当中間期変動額合計	42,808	60,082	218,010
当中間期末残高	396,864	161,581	221,663

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 要約株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
純資産合計			
前期末残高	5,060,489	4,480,611	5,060,489
当中間期変動額			
剰余金の配当	99,090	99,075	198,176
中間純利益	517,822	144,681	162,478
自己株式の取得	467	331	1,214
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	42,808	60,082	218,010
当中間期変動額合計	660,187	14,806	579,878
当中間期末残高	4,400,303	4,465,805	4,480,611

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期保有目的債券 ...償却原価法(定額法) ・子会社株式及び関連会社株式 ...移動平均法による原価法 ・その他有価証券 時価のあるもの ...中間決算日の市場価格等に基づく 時価法(評価差額は全部純資産直入 法により処理し売却原価は移動平均 法により算定) 時価のないもの ...移動平均法による原価法 <p>(2) たな卸資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品、仕掛品総平均法による原価法 ・原材料、貯蔵品 ...月別移動平均法による原 価法 	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期保有目的債券 同左 ・子会社株式及び関連会社株式 同左 ・その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 <p>(2) たな卸資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品、仕掛品 総平均法による原価法(貸借対照表価額 は収益性の低下に基づく簿価切下げの 方法により算定) ・原材料、貯蔵品 月別移動平均法による原価法(貸借対照 表価額は収益性の低下に基づく簿価切下 げの方法により算定) <p>(会計方針の変更)</p> <p>通常の販売目的で保有されるたな卸資産 については、従来、原価法を採用してい たが、当中間会計期間より「棚卸資産の 評価に関する会計基準」が適用されたこ とに伴い、原価法(貸借対照表価額につ いては収益性の低下に基づく簿価の切下 げの方法)により算定している。</p> <p>これにより、売上総利益、営業利益、経 常利益は30,455千円減少し、税引前中 間純利益は、64,684千円減少している。</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期保有目的債券 同左 ・子会社株式及び関連会社株式 同左 ・その他有価証券 時価のあるもの ...期末決算日の市場価格等に基づく 時価法(評価差額は全部純資産直入 法により処理し売却原価は移動平均 法により算定) 時価のないもの 同左 <p>(2) たな卸資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品、仕掛品総平均法による原価法 ・原材料、貯蔵品 ...月別移動平均法による原 価法

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)												
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>主として定率法(但し平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用している。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりである。</p> <table data-bbox="172 421 478 488"> <tr> <td>建物</td> <td>20年～47年</td> </tr> <tr> <td>機械・装置</td> <td>10年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより減価償却費17,404千円増加し、売上総利益11,452千円は減少し、営業損失11,981千円、経常損失、税引前中間純損失12,631千円それぞれ増加している。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。この結果、従来の方法に比べ、減価償却費は21,699千円増加し、売上総利益14,377千円減少し、営業損失15,494千円、経常損失、税引前中間純損失15,707千円それぞれ増加している。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法を採用している。</p> <p>なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上している。</p> <p>(3) 役員賞与引当金</p> <p>役員に対して支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上している。</p>	建物	20年～47年	機械・装置	10年	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>主として定率法(但し平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用している。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりである。</p> <table data-bbox="604 421 911 488"> <tr> <td>建物</td> <td>20年～47年</td> </tr> <tr> <td>機械・装置</td> <td>9年</td> </tr> </table> <p>(追加情報)</p> <p>当社の機械装置については、従来、法人税法改正前の法定耐用年数によっていたが、当中間会計期間より改正後の法定耐用年数によっている。</p> <p>これは、平成20年度の税制改正に伴い機械装置の法定耐用年数が変更されたためである。この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微である。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>同左</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金</p> <p>同左</p>	建物	20年～47年	機械・装置	9年	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法(ただし平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。</p> <p>なお主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="1037 459 1343 526"> <tr> <td>建物</td> <td>20年～47年</td> </tr> <tr> <td>機械・装置</td> <td>10年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより減価償却費は41,405千円増加し、売上総利益33,712千円、営業利益34,988千円、経常利益36,288千円減少し、税引前当期純損失は36,288千円増加しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。この結果、従来の方法に比べ、減価償却費は40,930千円増加し、売上総利益33,710千円、営業利益35,386千円、経常利益35,814千円減少し、税引前当期純損失は35,814千円増加しております。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>同左</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金</p> <p>役員に対して支給する役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。</p>	建物	20年～47年	機械・装置	10年
建物	20年～47年													
機械・装置	10年													
建物	20年～47年													
機械・装置	9年													
建物	20年～47年													
機械・装置	10年													

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額(簡便法)に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>(5)役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上している。 (追加情報) 役員退職慰労金は、従来、支出時に費用処理していたが、前事業年度の下半期において内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更した。 なお、当該変更に伴う影響額は前事業年度の額と同額である。</p> <p>(6)事業再構築引当金 当社は本社工場の用地の一部についての土壌改良費用及び工場の生産設備等の移転関連費用等の事業再構築に要する支出の合理的見込額を計上している。</p> <p>4.リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p>	<p>(4)退職給付引当金 同左</p> <p>(5)役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上している。</p> <p>4.リース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る会計処理によっている。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。</p>	<p>(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額(簡便法)に基づき計上しております。</p> <p>(5)役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(6)事業再構築引当金 当社は本社工場の用地の一部についての土壌改良費用及び工場の生産設備等の移転関連費用等の事業再構築に要する支出の合理的見込額を計上しております。</p> <p>4.リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>5 .</p> <p>6 . その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式 によっている。</p>	<p>5 .</p> <p>6 . その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>5 . 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>イ . ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を充たす金利スワップ 取引によっております。</p> <p>ロ . ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段.....金利スワップ取引 ヘッジ対象.....金利</p> <p>ハ . ヘッジ方針 金利リスクの低減並びに金融収支改善 のため、対象債務の範囲内でヘッジを 行っております。</p> <p>ニ . ヘッジ有効性評価の方法 特例処理によっているスワップにつ いて有効性の評価を省略しております。</p> <p>6 . その他財務諸表作成のための基本となる 重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(不動産賃貸損益の計上区分の変更)</p> <p>従来、不動産賃貸関連の収益及び費用については、それぞれ営業外収益及び営業外費用に計上していたが、当中間会計期間より売上高及び売上原価に計上区分を変更した。</p> <p>これは、当社の本社工場の用地の一部を下半期より賃貸用不動産として用地を供用するため、今後、不動産賃貸料収入が継続的に発生する見込であり、売上高と売上原価として計上することがより適切であると判断したためである。</p> <p>従来の方法に比べ、売上高32,193千円・売上原価24,568千円・売上総利益7,624千円・営業利益7,624千円がそれぞれ増加し、営業外収益32,193千円・営業外費用24,568千円が減少した。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準の適用)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用できるため、当中間会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっている。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。</p> <p>これによる影響はない。</p>	<p>(不動産賃貸損益の計上区分の変更)</p> <p>従来、不動産賃貸関連の収益及び費用については、それぞれ営業外収益及び営業外費用に計上していましたが、当事業年度より売上高及び売上原価に計上区分を変更いたしました。</p> <p>これは、当社の本社工場の用地の一部を当事業年度より賃貸用不動産として供用するため、今後、不動産賃貸料収入が継続的に発生する見込であり、売上高と売上原価として計上することがより適切であると判断したためであります。</p> <p>従来の方法に比べ、売上高212,126千円・売上原価61,047千円・売上総利益151,079千円・営業利益144,442千円がそれぞれ増加し、営業外収益212,126千円・営業外費用が67,683千円減少しております。</p> <p>(金型材の会計処理の変更)</p> <p>当社は製造の材料として使用されている金型材について、従来、有形固定資産として処理していましたが、当事業年度より費用処理に変更しております。</p> <p>これは、橋梁部門の生産拠点の移転を契機として、生産体制・生産方法を見直したところ、金型材の使用期間が1年未満であると判明したためであります。</p> <p>この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「関係会社短期貸付金」は、前中間会計期間まで、流動資産の「その他」に含めて表示していたが、当中間会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため、区分掲記した。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「関係会社短期貸付金」の金額は、238,161千円である。</p>	

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 有形固定資産減価償却累計額 7,540,740千円</p> <p>2 有形固定資産のうち金融機関からの借入債務に対して抵当権を設定し担保に供している。 土地 331,362千円 計 331,362千円</p> <p>上記に対応する債務 長期借入金 300,000千円 (1年以内返済予定額を含む)</p> <p>3 保証債務 他の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行なっている。 会社名 大連[林]精密鋳造有限公司(中国) 110,000千円 上記の他子会社(株)ノナガセの仕入債務414,146千円に対し、債務保証を行っている。</p> <p>4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示している。</p> <p>5 中間期末日満期手形 中間期末日満期手形の会計処理については、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったが、満期日に決済が行われたものとして処理している。当中間期末日満期手形の金額は、次の通りである。 受取手形 231,636千円 支払手形 136,463千円</p>	<p>1 有形固定資産減価償却累計額 8,000,895千円</p> <p>2 有形固定資産のうち金融機関からの借入債務に対して抵当権を設定し担保に供している。 土地 331,362千円 建物 24,500千円 計 355,862千円</p> <p>上記に対応する債務 長期借入金 300,000千円 (1年以内返済予定額を含む)</p> <p>3 保証債務 他の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行なっている。 会社名 大連[林]精密鋳造有限公司(中国) 110,000千円 上記の他子会社(株)ノナガセの仕入債務756,929千円に対し、債務保証を行っている。 下記の会社が行う商品デリバティブ取引を行っている金融機関に対する保証債務 特殊メタル(株) 63,800千円</p> <p>4 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>1 有形固定資産減価償却累計額 7,776,394千円</p> <p>2 有形固定資産のうち下記工場財団は金融機関からの借入債務に対して抵当権を設定し担保に供しております。 土地 331,362千円 建物 計 355,862千円</p> <p>上記に対応する債務 長期借入金 300,000千円 (1年以内返済予定額を含む)</p> <p>3 保証債務 他の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行なっております。 会社名 大連[林]精密鋳造有限公司(中国) 110,000千円 上記の他子会社(株)ノナガセの仕入債務525,756千円に対し、債務保証を行っております。 下記の会社が行う商品デリバティブ取引を行っている金融機関に対する保証債務 特殊メタル(株) 77,000千円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>2 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 12,299千円</p> <p>受取配当金 21,064千円</p> <p>賃貸料 22,801千円</p> <p>3 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 42,533千円</p> <p>社債利息 14,771千円</p> <p>5 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産処分損 32,976千円</p> <p>事業再構築費 57,638千円</p> <p>事業再構築 引当金繰入額 330,000千円</p> <p>6 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 189,231千円</p> <p>無形固定資産 7,319千円</p> <p>7 過去1年間の売上高</p> <p>当社の売上高は、完成工事が下半期に集中するため、事業年度の上半期の売上高と下半期の売上高との間に著しい相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動がある。</p>	<p>1 売上原価に含まれているたな卸資産評価損 30,455千円</p> <p>2 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 14,582千円</p> <p>受取配当金 24,641千円</p> <p>賃貸料 9,805千円</p> <p>3 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 65,875千円</p> <p>社債利息 12,871千円</p> <p>4 特別利益の主要項目</p> <p>貸倒引当金戻入額 11,522千円</p> <p>5 特別損失の主要項目</p> <p>投資有価証券評価損 72,132千円</p> <p>棚卸資産評価損 34,229千円</p> <p>6 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 228,047千円</p> <p>無形固定資産 6,811千円</p> <p>7 過去1年間の売上高 同左</p>	<p>2 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 27,677千円</p> <p>受取配当金 40,934千円</p> <p>賃貸料 32,479千円</p> <p>3 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 106,323千円</p> <p>社債利息 28,400千円</p> <p>4 特別利益の主要項目</p> <p>投資有価証券売却益 24,400千円</p> <p>5 特別損失の主要項目</p> <p>投資有価証券評価損 75,077千円</p> <p>固定資産処分損 33,166千円</p> <p>事業再構築費 441,303千円</p> <p>6 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 429,455千円</p> <p>無形固定資産 14,383千円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(千株)

	前事業年度末株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式(注)	182	1	-	183
合計	182	1	-	183

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(千株)

	前事業年度末株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式(注)	185	1	-	186
合計	185	1	-	186

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(千株)

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(注)	182	3	-	185
合計	182	3	-	185

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																								
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額		1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>6,341</td> <td>5,390</td> <td>951</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,341</td> <td>5,390</td> <td>951</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	工具器具及び備品	6,341	5,390	951	合計	6,341	5,390	951		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>6,341</td> <td>5,901</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,341</td> <td>5,901</td> <td>440</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具器具及び備品	6,341	5,901	440	合計	6,341	5,901	440
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																							
工具器具及び備品	6,341	5,390	951																							
合計	6,341	5,390	951																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																							
工具器具及び備品	6,341	5,901	440																							
合計	6,341	5,901	440																							
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定している。		(注) 取得価額相当額は、未経過リース料 期末残高が有形固定資産の期末残 高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定して おります。																								
2. 未経過リース料中間期末残高相当額		2. 未経過リース料期末残高相当額																								
<table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>951千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>-千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>951千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	951千円	1年超	-千円	合計	951千円		<table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>440千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>-千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>440千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	440千円	1年超	-千円	合計	440千円												
1年内	951千円																									
1年超	-千円																									
合計	951千円																									
1年内	440千円																									
1年超	-千円																									
合計	440千円																									
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定している。		(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定して おります。																								
3. 支払リース料及び減価償却費相当額	3. 支払リース料及び減価償却費相当額	3. 支払リース料及び減価償却費相当額																								
<table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>528千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>528千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	528千円	減価償却費相当額	528千円	<table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>440千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>440千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	440千円	減価償却費相当額	440千円	<table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,057千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,057千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	1,057千円	減価償却費相当額	1,057千円												
支払リース料	528千円																									
減価償却費相当額	528千円																									
支払リース料	440千円																									
減価償却費相当額	440千円																									
支払リース料	1,057千円																									
減価償却費相当額	1,057千円																									
4. 減価償却費相当額の算定方法	4. 減価償却費相当額の算定方法	4. 減価償却費相当額の算定方法																								
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。	同左	同左																								
	なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引において資産計上している取引はない。																									

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

(1株当たり情報)

項目	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月30日)
1株当たり純資産額 (円 銭)	222 04	225 39	226 12
1株当たり中間(当期)純利益又は純損失()(円 銭)	26 13 なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、潜在株 式が存在しないため記載していな い、	7 30 なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、潜在株 式が存在しないため記載していな い、	8 20 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、潜在 株式が存在しないため記載してお りません、

(注) 1株当たり中間純利益又は中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり中間純利益又は中 間(当期)純損失金額			
中間純利益又は中間(当期)純 損失()(千円)	517,822	144,681	162,478
普通株主に帰属しない金額 (千円)			
普通株式に係る中間純利益又 は中間(当期)純損失()(千 円)	517,822	144,681	162,478
期中平均株式数(千株)	19,818	19,815	19,817

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

該当事項はない。

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

(共通支配下の取引)

株式移転

当社は、平成20年10月1日付で単独株式移転により株式会社川金ホールディングスを設立した。

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

川口金属工業(株) 鉄鋼業

(2) 企業結合の法的形式

純粋持株会社の設立のための株式移転

(3) 結合後企業の名称

(株)川金ホールディングス

(4) 取引の概要

社会経済環境が急速に変化し、顧客ニーズが高度化・複合化する中でさらなる成長・発展を遂げるためには、当社グループの求心力を高め、グループの総合力をこれまで以上に発揮することが必要であると考え、持株会社体制に移行することを決断した。

(5) 実施した会計処理の概要

当該吸収分割は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っている。

吸収分割

平成20年11月25日に川口金属工業(株)(分割会社)と川口金属鑄造(株)(承継会社)は川口金属工業(株)の鑄物製造事業を平成21年1月1日付で川口金属鑄造(株)に吸収分割により承継する吸収分割契約を締結した。

当該会社分割の目的は、グループ事業再編の一環として行うものである。

当該吸収分割は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う。

吸収分割

平成20年11月25日に川口金属工業(株)(分割会社)と川口金属加工(株)(承継会社)は川口金属工業(株)の鋼材の圧延事業を平成21年1月1日付で川口金属加工(株)に吸収分割により承継する吸収分割契約を締結した。

当該会社分割の目的は、グループ事業再編の一環として行うものである。

当該吸収分割は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う。

(子会社の取引先の倒産による影響)

当社連結子会社(株)ノナガセが、取引先の倒産による貸倒引当金等の損失計上により、当中間会計期間末現在債務超過となった。
当社は同社に対して当中間会計期間末現在債権が541,814千円、同社の仕入債務に対する債務保証が756,929千円ある。
当社は当中間会計期間末において同社に対する債権等について引当計上は行っていないが、当社グループはグループ全体として、現在推進しているグループ全体の事業再編等も考慮しつつ同社への支援策を策定する方針であり、今後具体的な支援策が確定した時点で所要の会計処理を行う予定である。

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(単独株式移転による持株会社体制への移行)

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会で単独株式移転により「株式会社川金ホールディングス」を設立し、持株会社体制へ移行することを基本的に決定した。

株式移転の概要は、次のとおりである。

(1) 持株会社設立の目的

当社は、社会経済環境が急速に変化し、顧客ニーズが高度化・複合化する中でさらなる成長・発展を遂げるためには、当社グループの求心力を高め、グループの総合力をこれまで以上に発揮することが必要であると考え、持株会社体制に移行することを決断した。さらに、当社およびグループ各社の事業を戦略的に再編し、事業基盤を維持強化することにより、グループ全体として企業価値の向上を図る。

(2) 株式移転の時期

株式移転の時期は、平成20年10月1日とする。

(3) 株式移転比率

当社の普通株式1に対し持株会社の普通株式1を割り当て交付する。

(4) 株式移転交付金

株式移転交付金の支払は行わない。

(5) 持株会社の上場申請に関する事項

持株会社は、東京証券取引所市場第二部に上場申請を行う予定である。なお、持株会社の上場に伴い、当社は上場廃止となる予定である。

(2) 【その他】

中間配当

平成20年11月14日開催の取締役会において、第87期(平成20年4月1日から平成21年3月31日)中間配当に関し、次のとおり行うことを決議した。

- | | |
|----------------|------------|
| (イ) 中間配当の総額 | 99,086千円 |
| (ロ) 1株当たり中間配当額 | 5円00銭 |
| (ハ) 支払請求の効力発生日 | 平成20年12月8日 |
| 及び支払開始日 | |

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し支払いを行う。

その他特記事項はない。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第86期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）平成20年6月30日関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書

第87期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）平成20年8月13日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

平成20年5月15日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3（株式移転）の規定に基づく臨時報告書である。

平成20年6月6日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書である。

平成20年10月21日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号（親会社及び主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書である。

平成20年11月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（吸収分割）の規定に基づく臨時報告書である。

平成20年11月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（吸収分割）の規定に基づく臨時報告書である。

平成20年11月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号（連結子会社における債権の取立不能のおそれ）の規定に基づく臨時報告書である。

(4) 臨時報告書の訂正報告書

平成20年6月6日関東財務局長に提出

平成20年5月15日提出の臨時報告書に係る訂正報告書である。

平成20年6月12日関東財務局長に提出

平成20年6月6日提出の臨時報告書に係る訂正報告書である。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

川口金属工業株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 神尾 忠彦 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大竹 栄 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている川口金属工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、川口金属工業株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、従来、不動産賃貸関連の収益及び費用については、それぞれ営業外収益及び営業外費用に計上していたが、当中間連結会計期間より売上高及び売上原価に計上区分を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が保管している。

2. 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていない。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月16日

川口金属工業株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本橋 隆夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている川口金属工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、川口金属工業株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(1)(ロ)に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年10月1日付で単独株式移転により株式会社川金ホールディングスを設立している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成20年11月27日に川口金属加工(株)と(株)川金金融は川口金属加工(株)のグループ資金貸付金事業を(株)川金金融に吸収分割により承継する吸収分割契約を締結し、平成20年12月1日付で会社分割（吸収分割）を行っている。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成20年11月25日に川口金属工業(株)と川口金属鑄造(株)は川口金属工業(株)の鑄物製造事業を平成21年1月1日付で川口金属鑄造(株)に吸収分割により承継する吸収分割契約を締結している。
5. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成20年11月25日に川口金属工業(株)と川口金属加工(株)は川口金属工業(株)の鋼材の圧延事業を平成21年1月1日付で川口金属加工(株)に吸収分割により承継する吸収分割契約を締結している。
6. 重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社(株)ノナガセの取引先が、平成20年11月26日東京地方裁判所に会社更生手続の申立てを行い受理されており、所要の会計処理を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が保管している。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

川口金属工業株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神尾 忠彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 栄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている川口金属工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第86期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、川口金属工業株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、従来、不動産賃貸関連の収益及び費用については、それぞれ営業外収益及び営業外費用に計上していたが、当中間会計期間より売上高及び売上原価に計上区分を変更している。
2. 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載のとおり、当社は当中間会計期間より、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち取得価額の5%まで償却したものについては、残存簿価を5年間で均等償却している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が保管している。

2. 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていない。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月16日

川口金属工業株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本橋 隆夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている川口金属工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第87期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、川口金属工業株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項1.(2)に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年10月1日付で単独株式移転により株式会社川金ホールディングスを設立している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成20年11月25日に川口金属工業(株)と川口金属鑄造(株)は川口金属工業(株)の鑄物製造事業を平成21年1月1日付で川口金属鑄造(株)に吸収分割により承継する吸収分割契約を締結している。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成20年11月25日に川口金属工業(株)と川口金属加工(株)は川口金属工業(株)の鋼材の圧延事業を平成21年1月1日付で川口金属加工(株)に吸収分割により承継する吸収分割契約を締結している。
5. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は当中間会計期間末において連結子会社(株)ノナガセに対する債権等について引当計上は行っていないが、今後具体的な支援策が確定した時点で所要の会計処理を行う予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が保管している。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。